

令和7年度第1回印西市通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年5月23日（金）午前9時30分～11時30分
- 2 開催場所 原小学校 会議室
- 3 出席者 大知 尚暢 委員、臼井 昌章 委員、石川 真樹子 委員、
加藤 好美 委員、吉野 高明 委員
- 4 欠席者 蛭原 肖子 委員
- 5 事務局 渡邊教育長、伊藤教育部長、加藤学務課長、細川副参事、小名木係長、
飯高主査
- 6 傍聴者 0名
- 7 議 事 (1) 原小学校、西の原中学校及び（仮称）東の原義務教育学校に係る
印西市東の原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の通学区域
の指定について
(2) 現地確認
(3) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

配付資料といたしまして、「会議次第」、「資料1から資料5の3」、「参考資料1から参考資料6」、「参考図」、「諮問書の写し」となりますが、不足はございませんでしょうか。

(不足なし)

事務局 次に、「会議の公開と傍聴規定について」でございますが、当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した「傍聴要領」に沿って受付しすることをご報告いたします。

なお、本日の傍聴者は、0名でございます。

次に、「会議の録音及び会議録の署名等について」でございますが、当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしたいと考えておりますが、作成方法を含めまして、後ほどご協議いただきたいと思います。

なお、会議録の公表につきましては、ご署名後、市役所行政資料室への設置やホームページへの掲載を考えておりますが、公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行うことといたします。

それでは只今より、令和7年度第1回印西市通学区域審議会を開催いたします。

はじめに、委嘱状の交付を行います。

渡邊教育長より委嘱状をお渡ししますので、お名前を呼ばれましたら、自席にてご起立願います。

<渡邊教育長より各委員に委嘱状を交付>

事務局 以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

なお、お手元に、参考資料として、委員名簿と印西市通学区域審議会設置条例をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

ここで、会議の開催についてご説明とご報告をさせていただきます。

印西市通学区域審議会設置条例第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中5名でございまして、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第3、教育長あいさつ、渡邊教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長 皆さんおはようございます。教育長の渡邊です。本日は、大変ご多用の中、この審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様は、委員の委嘱を快く引き受けて下さいまして、本当にありがとうございます。

今回、皆様に審議をお願いいたしますのは、原小学校、西の原中学校及び、(仮称)東の原義務教育学校の通学区域の指定でございます。

当該区域につきましては、過大規模校である原小学校、また、この後、過大規模校化が予想されます西の原中学校への対策といたしまして、(仮称)東の原義務教育学校を新設するためにそれぞれの通学区域について見直しを行う必要が生じたことから審議をお願いするものでございます。

本日は、関係校の児童・生徒数の現状等につきましてご説明をさせていただき、皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 続きまして、次第4、委員及び事務局職員紹介に入らせていただきます。

第1回目の審議会でございますので、委員の皆様のご紹介を行いたく自己紹介でお願いいたします。

それでは、委員名簿の順にお願いいたします。

<委員及び事務局の自己紹介>

事務局 続きまして、次第5、会長及び会長代理者の選出に入らせていただきます。

当審議会の会長につきましては、印西市通学区域審議会設置条例第4条において、委員の互選により定めるとしており、会長代理者につきましては、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理するとしております。

また、会議の議長につきましては、同条例第5条第1項において、会長が会議の議長となるとしていますが、会長が決まっておきませんので、決まるまでの間、加藤課長を仮議長として進めさせていただきたいと思います。

それでは、加藤課長、よろしくお願いします。

仮議長 それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、会長の選出でございますが、会長につきましては、印西市通学区域審議会設置条例第4条第2項の規定において、会長は、委員の互選により定めとなっております。

互選の方法は、どのようにいたしましょうか。

委員 推薦でお願いしたいと思います。

仮議長 只今、推薦との意見がございましたが、よろしいですか。

<異議なし>

仮議長 異議がないようですので、それでは、どなたかを推薦していただけますでしょうか。

委員 大知委員を推薦します。

仮議長 只今、大知委員との推薦がございました。
その他、ございますか。

<なし>

仮議長 それでは、推薦がございました大知委員に会長をお願いしたいと思いますが、賛成の方は拍手をお願いいたします。

＜拍手全員＞

仮議長 大知委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員 はい。

仮議長 お引き受けいただきましたので、会長は大知委員に決定いたします。
会長が決まりましたので、議長を交代させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局 ここで大知会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長 改めまして、おはようございます。
滝野小学校の大知です。私も数年前まで学務課にありまして、その際もこの原小学校区については色々と議題になっておりました。
通学区域審議会ということで、委員の皆様から色々な視点の方でご意見をいただきながら、東の原地区の子供たちのより良い学校生活に繋げていけたらと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。
この後の進行は、大知会長に議長をお願いします。

議長 はじめに、印西市通学区域審議会設置条例第4条第4項の規定では、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理するとなっておりますので、ここで会長代理者を指定したいと思います。
吉野委員、お引き受けいただけますか。

委員 はい、わかりました。

議長 それでは、会長代理者は吉野委員をお願いいたします。
皆さん、拍手をお願いいたします。

＜拍手＞

議長 続きまして、次第の6、会議録の作成方法と署名人に入ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 皆様にご協議いただきたい内容が2点ございます。
まず1点目は、会議録の作成方法についてでございます。
会議録につきましては、その作成方法といたしまして、全文筆記と要点筆記がございます。
事務局といたしましては、要点筆記の方法により作成させていただきたいと考えておりますが、ご協議くださいますようお願いいたします。
次に、2点目でございますが、会議録署名人についてでございます。
会議録署名人につきましては、毎回2名の委員の方にご署名をお願いしたいと考えております。
事務局といたしましては、本日お配りした議長を除いた名簿順でお願いしたいと考えております。
以上、2点についてお伺いいたします。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、まず1点目、会議録の作成方法につきまして、事務局としては要点筆記にしたいとのことですが、このことについて、ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、会議録につきましては、要点筆記の方法で作成することとします。
続いて2点目、会議録署名人につきまして、事務局としては議長を除いて本日配付した名簿順でお願いしたいとのことですが、このことについて、ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、会議録署名人につきましては、名簿順とし、本日の会議の会議録署名人につきましては、ご出席いただいております臼井委員と石川委員にお願いします。
続きまして、次第7、諮問に入ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【教育委員会から通学区域審議会へ諮問】

議長 只今、教育委員会から印西市立小学校及び中学校の通学区域についての諮問がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、次第8、議事に入ります。

(1)「原小学校、西の原中学校及び(仮称)東の原義務教育学校に係る印西市東の原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の通学区域の指定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 **【資料に基づき説明】**

議長 只今、事務局から資料の説明がありました。
ご質問、ご意見等はございますか。

委員 資料5-1についてですが、事務局(案)の黄色く着色された部分に接している造谷前や一ノ作は義務教育学校の通学区域には指定しないのでしょうか。

事務局 事務局(案)は、大字で区切ることを考えており、東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目としています。

着色されていないエリアにお住まいの方は、従来どおりの原小学校の通学区域として考えています。

義務教育学校に通学を希望される方は、安全に通学方法が確保でき、通学距離がより近い場合は、学区外就学が認められますので、そちらで対応が可能かと思えます。

議長 基本的には、大字単位で考えていき、状況によっては学区外就学もあり得るということでした。

他にいかがでしょうか。

委員 資料3-1について質問をいたします。

義務教育学校が開校する令和11年に、西の原中学校の新2年生や新3年生となる生徒たちは、西の原中学校で1年、2年間過ごしています。特に3年生は、2年生への進級の際に学級編成をして、2年、3年と同じメンバーでクラスを組む場合が大半です。既に出来上がったクラスの人間関係の人たちが強制的に引き離されてしまうのでしょうか。

また、東の原地区の生徒は、義務教育学校に行く前提で生徒数や学級数を推計されていますが、通学する学校を選択できる場合には推計とは大きく異なった生徒数や学級数になることがあり得ると思います。

校長としては、学級数が変わると教員の配置数も変わるので、教科担任の配置も非常に難しくなるという心配があります。

事務局 ご指摘のあったことは、事務局でも重要視しております。

他市町村においても、特に３年生については、高校進学等もありますので、そういう状況を鑑みた上で、申請があれば現在の学校に通学を認める事例が多数ございました。

義務教育学校へ強制的に通学をさせることはできないため、アンケート調査、情報の提供や学校見学会等含めまして、義務教育学校をアピールさせていただいた上で対応していきたいと思います。児童・生徒だけでなく家庭も関わるようになりますので、アンケート調査は複数回行い、できるだけ正確な児童・生徒数の見込みを算出していきたいと考えています。

また、教員の人事に影響しないようにするためには、１２月の学級編成の段階では、児童・生徒数の人数を把握し、学校経営に迷惑にならないように円滑に進めていきます。

議長 学校の学校経営や人間関係など、子供たちにとって不利益にはならない進め方が大事になるので、アンケートを取りながら早めに情報も提供していただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

委員 賛成意見で申し上げたいと思います。

滝野小学校、滝野中学校の一部を追加した場合のシミュレーションがあり、今回はこの地域は義務教育学校の通学区域に含めないとの事務局（案）でしたが、強く賛成します。

滝野小学校区の一部を含めた場合に、子供たちが国道４６４号を横断しなければなりません。特に小学生に関しては、ここを横断するのは非常に危険だと考えています。地図で見た場合には、小倉台小学校の児童も国道４６４号の南側から通学していますが、国道４６４号の上部を立体交差する道路を通学路としています。

小倉台小学校とは、状況が全く違いますので、子供の安全という点を強く強調していただいてよいと考えています。

議長 付け加えになりますが、事務局からの説明のとおり、現在の滝野小学校は、牧

の原六丁目や浄水場側の草深・竜腹寺の児童が占める割合がかなり高くなっています。今年度入学した新入生も7割がその地域からという状況になっています。その子たちが義務教育学校に行くとなった時には、その後の滝野小学校の規模を考えた時に運営や経営が難しくなってきます。

また、委員からあったように、国道464号を横断する場合の安全性の確保があります。横断箇所は歩道の幅がかなり狭く、ある一定の時間に多くの児童が渡るリスクもかなり重なってくると思われるので、義務教育学校の通学区域に含めることは難しいと感じています。

他にいかがでしょうか。

委員 牧の原小学校の児童数が増加する情報を見て、東の原地区以外からも呼び込んでもいいと思っていましたが、今日の説明や委員からの安全面のことも考えると、事務局（案）の範囲が適正だと思います。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 牧の原小学校が開校した際は、6年生が3人か4人しか入学しなかったと聞きました。さらに牧の原地区の中学生もほとんどが友人関係からから、滝野中学校へは行かず西の原中学校に進学していました。

その際に話題になったのですが、アンケートで親御さんが新設校へ行きますと回答しても、実際には、友達が行かないからと直前になって変更し、牧の原小学校へ行かない児童が多かった。

義務教育学校では、こういった事がないように対応してもらいたい。

事務局 当時の状況は、事務局でも把握しています。

義務教育学校は、令和11年度に開校となりますので、今の段階から原小学校区の保護者とはよく意見交換をしながら、義務教育学校への通学をお願いします。

仮に、原小学校を希望する児童が多かった場合の受け入れは可能です。

西の原中学校は、ピーク時の学級数見込みから義務教育学校の学級数分を差し引いた10教室分の増築を予定しています。なるべく義務教育学校へ通学していただけるようにアピール等も含めて対応していきたいと考えております。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 滝野小学校、牧の原小学校のピーク時の児童数及び学級数はどの程度となりますか。

事務局 滝野小学校は、令和１０年度、１１年度にピークを迎え、児童数は６８０人、学級数は２３学級と予測しています。

滝野中学校は、令和１４年度、１５年度にピークを迎え、生徒数は８５３人、学級数は２４学級と予測しています。

この２校は、現在の原小学校、西の原中学校のピークより少ない人数となりますので、過大規模校にはならないと予測しております。

牧の原小学校は、現時点で過大規模校となっています。ピーク時の令和１１年度、１２年度で学級数が４３学級、児童数は１３９４人と予測しており、現在の原小学校より、１００人ほど多い予測となります。

義務教育学校は、令和１１年度の開校時点がピークとなりますので、牧の原駅圏全体を考えた上での、受け皿とすることが可能ではないかと考えております。

その場合、皆様からご意見がありましたとおり、通学時には国道４６４号を横断します。通学の安全が認められる場合には、学区外就学で北側の牧の原小学校、滝野小学校や滝野中学校からの受け入れも考えています。

議長 牧の原駅北側の地区はピークの時期が分散されるため、義務教育学校での効率的な受け入れが可能となりますね。

事務局 基本としては、原小学校、西の原中学校の過大規模校化の解消となりますので、原小学校、西の原中学校の児童・生徒が優先となりますので、余裕教室のある範囲内での受け入れと考えています。

議長 他に何かございますか。

委員 通学区域の区切り方について、千葉ニュータウン南環状線の五差路の交差点から南に伸びる養鶏場があった道路があり、そこで区切ってもよいと感じます。

事務局 区切り方に関しては、様々なご意見を出していただき、答申に盛り込んでいただきたいと考えております。答申を受けた後に教育委員会で検討・決定します。

事務局からの案は、確定ではないので、ご審議いただいて、この箇所を含めるかどうかまとめていただければと考えております。

議長 この後、現地視察等も含まれておりますので、それを受けて、またご意見等があれば固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

<意見等なし>

議長 よろしいでしょうか。
続きまして、(2) 現地確認についてです。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【現地確認を実施】

議長 現地確認お疲れ様でした。
ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、(3) その他ですが何かございますか。

事務局 特にありません。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。
進行を事務局に戻します。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、次第の9、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございますので、よろしくお願いします。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項等は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

<なし>

事務局 以上をもちまして、令和7年度第1回印西市通学区域審議会を終了させていただきます。
長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 諮問書（写）
- ・ 資料 1 原小学校・西の原中学校の通学区域変更図（案）
- ・ 資料 2 原小学校・西の原中学校の通学区域変更図（案）（拡大図）
- ・ 資料 3－1、3－2
 児童生徒数及び学級数の推移
- ・ 資料 4－1、4－2、4－3、4－4
 対象地から各学校への距離
- ・ 資料 5－1 原小学校・西の原中学校の通学区域変更図（滝野小学校・滝野中学校の一部を追加した場合）
- ・ 資料 5－2、5－3
 児童生徒数及び学級数の推移（滝野小学校・滝野中学校の一部を追加した場合）
- ・ 参考資料 1 委員名簿
- ・ 参考資料 2 印西市通学区域審議会設置条例
- ・ 参考資料 3 義務教育学校について
- ・ 参考資料 4 他自治体における義務教育学校の規模について
- ・ 参考資料 5 児童・生徒数及び学級数の推移（グラフ）
- ・ 参考資料 6 児童・生徒数及び学級数の推移（参考）（グラフ）
- ・ 参考図 印西市立小・中学校通学区域図（令和 7 年 4 月現在）

令和 7 年度第 1 回印西市通学区域審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

委 員 臼井 昌章

委 員 石川 真樹子